

資料 3

兵庫地方労働審議会労働災害防止部会運営規程

第 1 条 兵庫地方労働審議会労働災害防止部会（以下「部会」という。）の議事運営は、地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）及び兵庫地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 部会に属すべき委員は、公益を代表する委員 3 名、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員、各 3 名とする。

第 3 条 部会の会議は、兵庫地方労働審議会運営規程第 5 条により原則として公開とする。なお、公開の具体的運用は兵庫地方労働審議会に準拠する。

第 4 条 部会の議事については、議事録を作成し、議事録には部会長及び部会長の指名した委員 2 名が署名するものとする。

2 部会の議事録は、兵庫地方労働審議会運営規程第 6 条 2 項により原則として公開する。なお、公開の具体的運用は兵庫地方労働審議会に準拠する。

第 5 条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、地方労働審議会会長に報告しなければならない。

第 6 条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成 14 年 10 月 2 日から施行する。